

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例(案)」についてご意見を募集します。

意見募集期間：令和7年9月1日(月) ～ 令和7年9月30日(火)

今回、新たに条例を制定しますことから、生駒市パブリックコメント手続き条例に基づき、市民の皆さまからのご意見を募集します。上記の経緯及び資料をご確認のうえ、ご意見くださいますようお願いいたします。

=学校体育施設開放事業見直しの経緯=

学校体育施設の開放事業につきましては、学校のご理解とご協力により、地域の住民の方が気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、学校休業日にその学校に係る地域の団体に施設を開放していただきました。

しかし、使用可能な団体や区分、時間帯等が学校ごとの判断により運用されたことにより、学校ごとに異なるルールが定着し混乱が生じています。また、台帳による使用団体の管理や調整、使用するための申し込み手続きや鍵の受け渡し等の業務や鍵の紛失等のトラブル対応が発生し、学校職員の負担が大きく、学校における働き方改革の一環により、運用のあり方の改善が求められています。さらに、施設の維持管理費や光熱水費等の経費高騰に伴い、金銭的な負担が増加しています。また、現在整備を進めている、体育館の空調設備の導入により、使用ルールを定める必要も生じました。

これらのことから、現状のままでの学校体育施設開放事業の継続は難しく、見直しを行わなければならない状況となりました。

見直しにあたり、(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例を制定し、使用団体の資格や時間区分等ルールの統一化や明確化を行い、学校開放事業を市民の方々に分かりやすいものとし、施設の維持管理費、光熱水費等、事業にかかる経費の一部を受益者の方々にご負担いただくことで、今後も継続して、学校体育施設の開放事業を運用していきたいと考えています。

併せて、申請方法や鍵のデジタル化により、施設使用の予約から開錠施錠までを学校職員に頼らない仕組みを整えていきます。

今まで、学校の体育施設を利用しておられる団体の皆さまには、新たな負担が生じることとなりますが、見直しの経緯をご理解くださいますようお願いいたします。

学校の体育施設を使用しておられない皆さまにも、これらの経緯をふまえご意見いただきますようお願いいたします。

案件名	(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例(案)	
案の公表場所	市役所(3階 スポーツ振興課・市政情報コーナー)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTAはばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、市HPは → 南コミュニティセンターせせらぎ、こちらから 市ホームページ(https://www.city.ikoma.lg.jp/0000038785.html)	
募集期間	令和7年9月1日(月) ～ 令和7年9月30日(火)	
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者	
意見の提出方法	① 市ホームページの「ご意見入力フォーム」 または、別紙の「意見・情報提出書」に明記の上、 ② 郵送、③ ファクス、④ 窓口へ持参 のいずれかで、スポーツ振興課まで ご提出ください。電話によるご意見には対応することはできません。	
提出先	【市ホームページ】上記 URL または QR コードから 【郵送】 〒630-0288 生駒市東新町 8-38 生駒市役所 スポーツ振興課 宛 【ファクス】 0743-74-9100 (スポーツ振興課宛) 【持参】 生駒市役所 スポーツ振興課(3階 45番窓口) 平日 8:30~17:15	
いただいたご意見への対応	・提出された意見は整理したうえで、上記公表場所と市ホームページで公表します。 ただし、個々の意見に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。 ・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。	